

ひだかで省エネ家電買換え応援キャンペーン第2弾 Q&A

目次

- 1 補助制度の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
 - 1-1 どのような制度ですか。

- 2 対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
 - 2-1 対象者の条件は。
 - 2-2 日高市に引っ越してきました。引っ越しに伴う買換えは対象になりますか。
 - 2-3 世帯主でなくても申込できますか。
 - 2-4 同居していない息子が、私の代わりに申し込んでもいいですか。
 - 2-5 申込の際に必要なものは何ですか。

- 3 対象家電について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
 - 3-1 対象となる省エネ家電は何ですか。
 - 3-2 リユース品も対象になりますか。また、リース品は対象になりますか。
 - 3-3 事業目的で使用する家電は対象になりますか。
 - 3-4 LED照明が付属しているキッチン対象になりますか。

- 4 対象経費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
 - 4-1 対象経費はなんですか。
 - 4-2 買換え前の古い（壊れている）家電の処分方法を教えてください。
 - 4-3 対象となる省エネ家電をまとめ買いしたら、それら全てが割引されますか。
 - 4-4 購入時に使用した、お店の割引分は購入費用に含まれますか。
 - 4-5 購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。
 - 4-6 他の補助金との併用は可能ですか。

- 5 対象店舗（登録店舗）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
 - 5-1 キャンペーンの申込対象となる店舗はどこですか。

- 6 割引額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
 - 6-1 割引額はいくらですか。

- 7 対象期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
 - 7-1 いつからの購入が対象ですか。既にご購入済みの家電は対象になりますか。
 - 7-2 申込開始はいつからですか。
 - 7-3 令和7年1月に購入した機器の取付が令和7年2月以降に終了した場合には対象になりますか。
 - 7-4 このキャンペーンはいつまでやっていますか。

1 補助制度の概要について

1-1 どのような制度ですか。

- 対象となる市民が、市の登録を受けた市内の省エネ家電の販売店舗（以下「登録店舗」といいます。）から、現在使用している家電を、一定の基準を満たした省エネ家電に買い換えて購入・設置した場合に、登録店舗で申込書を提出していただくことで、補助相当額の割引を受けられます（市役所での手続きは必要ありません）。

2 対象者について

2-1 対象者の条件は。

- 以下の条件をすべて満たす方です。
 - ① 日高市民の方（日高市に住民票がある方）
 - ② 令和6年4月20日から令和7年1月31までの間に、市内の登録店舗で、現在使用している家電を、新品（未使用品）の補助対象省エネ家電に買換える方
 - ③ 住民票のある市内の自宅に設置し、業務用ではなく、家庭用として使用する方
 - ④ 対象省エネ家電の購入・設置にかかる費用が合計5万円（税込）以上となる方

2-2 日高市に引っ越してきました。引っ越しに伴う買換えは対象になりますか。

- お引っ越しで日高市民になった方であっても対象になります。
- ただし、申込時点で、日高市に住民票がある必要があります。

2-3 世帯主でなくても申込できますか。

- 世帯主でない方でも申込できます。
- ただし、本人を含む同一世帯の方が、このキャンペーンを同じ登録店舗で申込できるのは1回限りです。

2-4 同居していない息子が、私の代わりに申し込んでもいいですか。

- 同一世帯でない場合には、本人が申し込んでください。

2-5 申込の際に必要なものは何ですか。

- 申込の際には、本人確認書類（免許証、マイナンバーカードなど）を提示する必要があります。
- 申込書については、店舗にありますので、店舗と内容を確認しながら記載していただきます。

3 対象家電について

3-1 対象となる省エネ家電は何ですか。

- 以下のものが対象となります。

機器	省エネ性能
エアコン	統一省エネラベル 旧基準 ★4以上（目標年度2010） 新基準 ★3以上（目標年度2027）
テレビ	統一省エネラベル★2以上（目標年度2026）
冷蔵庫・冷凍庫	統一省エネラベル★3以上（目標年度2021）
洗濯機	インバーター制御付きのもの
給湯器 （エコキュート・エコジョーズのみが対象です。）	【エコキュート】 統一省エネラベル★4以上（目標年度2025） 【エコジョーズ】 統一省エネラベル★3以上（目標年度2025）
LED照明器具 （電球のみの場合は対象外です。）	LED照明器具であれば、全ての製品が対象

- ご購入を検討している製品が対象であるかどうかは、購入を検討している登録店舗にお問い合わせいただくか、以下の省エネ型製品情報サイトでご確認ください。

【省エネ型製品情報サイト】

<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>

※型番、製品名、メーカー名等で検索することができます。

※ 統一省エネラベルとは、経済産業省資源エネルギー庁が定める以下の表示です。



洗濯機を除いて各製品に表示された、この★の数が上の省エネ性能をみたしているかどうかで、対象となる省エネ家電かどうかわかります。

3-2 リユース品も対象になりますか。また、リース品は対象になりますか。

- 新品（未使用品）を条件としていますので、リユース品は対象となりません。
- リースその他申込をする方に所有権がないものは対象外となります。

3-3 事業目的で使用する家電は対象になりますか。

- 家庭用のみが対象であり、事業のために使用するものは対象になりません。

3-4 LED照明が付属しているキッチンが対象になりますか。

- 本キャンペーンの対象はLED照明器具であり、照明機能を主としている製品が対象になります。
- LED照明が付属しているキッチンは、キッチンとしての機能を主としていると考えられますので、対象にはなりません。

4 対象経費について

4-1 対象経費はなんですか。

- 省エネ家電の購入費（税込）及び設置工事費（税込）が対象になります。
- その他の諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、手数料などは対象外です。
- 買換え前の家電の処分費についても対象外です。

4-2 買換え前の古い（壊れている）家電の処分方法を教えてください。

- エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機は家電リサイクル法の対象となります。
- 新しい家電を購入する店舗に引取りを依頼してください。

4-3 対象となる省エネ家電をまとめ買いしたら、それら全てが割引されますか。

- 対象となる省エネ家電の購入合計額で割引額が決まります。
（同時購入に限ります。）

4-4 購入時に使用した、お店の割引分は購入費用に含まれますか。

- 本体購入費用の実支出額で判断しますので、お店で商品代金から割引があった場合には、割引後の支払額を購入費用として計算します。

4-5 購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。

- 購入費用からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。
支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。

4-6 他の補助金との併用は可能ですか。

- 本キャンペーンと他の補助金との併用は可能としておりますが、併用しようとしている他の補助金の規定で本キャンペーンとの併用ができない場合がありますので、ご注意ください。例えば、国が実施している「住宅省エネ 2024 キャンペーン（給湯省エネ 2024 事業）」は、「国費を充当している地方公共団体の補助金との併用はできない」としてあります。本キャンペーンは国費を充当した補助金ですので、国の補助金を利用する方は、本キャンペーンを利用することはできません。

5 対象店舗（登録店舗）について

5-1 キャンペーンの申込対象となる店舗はどこですか。

- 市内で対象となる省エネ家電を販売し、かつ、事前に市の登録を受けた店舗です。すべての店舗が対象になるわけではないのでご注意ください。
- 登録店舗については、随時更新しているため、ホームページの「対象となる店舗」をご覧ください。

6 割引額について

6-1 割引額はいくらですか。

- 購入額（税込）の合計額に応じて割引額が変わります。

【割引額】

- ① 購入合計額が15万円以上 ⇒ 3万円の割引
- ② 購入合計額が10万円以上15万円未満 ⇒ 2万円の割引
- ③ 購入合計額が5万円以上10万円未満 ⇒ 1万円の割引

※購入合計額が5万円未満の場合は対象になりません。

- 割引額3万円の例

〈例1〉テレビ（16万円）を購入した場合

〈例2〉テレビ（13万円）+LED照明器具（3万円）

〈例3〉エアコン（13万円）+エアコンの取り付け工事（2万円）

〈例4〉洗濯機（14万円）+テレビ（14万円）

※申込みは登録店舗につき1回限りなので、例4の場合、2万円の補助を2回受けることはできません。

7 対象期間について

7-1 いつからの購入が対象ですか。既にご購入した家電は対象になりますか。

- 令和6年4月20日からの購入・設置が対象です。令和6年4月19日までの購入は対象になりません。

7-2 申込開始はいつからですか。

- 令和6年4月20日から各登録店舗での申込開始を予定しています。
(市役所での手続きは必要ありません。)

7-3 令和7年1月に購入した機器の取付が令和7年2月以降に終了した場合には対象になりますか。

- 対象になりません。
- 対象となる省エネ家電の購入及び設置が令和7年1月31日までに完了する場合に限り割引を受けることができます。

7-4 このキャンペーンはいつまでやっていますか。

- 令和7年1月31日までの購入・設置に対する割引ですが、受付期間内でも、申込が各登録店舗に配分した予算枠に達した時点で、登録店舗ごとに受付を終了します。